

令和3年度監事監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の令和3事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書並びに連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査要綱等に基づき、理事長、理事、監査室、経営企画部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人都市再生機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。子法人については、担当部から事業の報告を受けるとともに、必要に応じて子法人の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図った（別紙参照）。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表、決算報告書及び連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

独立行政法人都市再生機構業務方法書に基づく内部統制システムに関する規程等の整備、体制の整備及びその運用に関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

財務諸表等に係る会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 報酬水準及び給与水準の妥当性

理事長の報酬水準並びに役員の報酬水準及び職員の給与水準については、機構による妥当性の検証手法を監査したところ、適切であると認める。

2 調達等合理化の取組の状況

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月総務大臣決定）に基づき、「令和3年度調達等合理化計画」を策定しており、入札及び契約手続の透明性の確保、公正な競争の確保及び不正行為等の排除等のための取組について適切に

実施されていることを認める。

3 保有資産の見直し

事務所、職員宿舎、その他の保有資産について、着実に見直しを行っていることを認める。

令和4年6月23日

独立行政法人都市再生機構

監事 吉田 滋

監事 上澤 秀仁

監事 横田 玲子

※ 上記は、当機構が「令和3年度監事監査報告」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は機構が別途保管しております。

令和3年度監事監査実施概要

1 定期監査

監査対象	実施日
本社	令和3年7月5日～16日（第1回） 令和4年2月9日～24日（第2回）
岩手・宮城震災復興支援本部（注）	令和3年8月30日～31日
東北まちづくり支援事務所（注）	令和3年8月31日
福島震災復興支援本部（注）	令和3年9月8日～9日
北海道エリア経営センター 北海道まちづくり支援事務所（注）	令和3年9月14日
中部支社（注）	令和3年9月27日～30日
東日本賃貸住宅本部（注）	令和3年10月8日～10月19日
西日本支社	令和3年10月25日～10月29日
九州支社	令和3年11月8日～11日
東日本都市再生本部	令和3年11月26日～12月3日

（注）緊急事態宣言発出を踏まえ、往査は中止し、業務概要説明や意見交換等についてリモートでの監査を実施した（ただし東日本賃貸住宅本部においては団地の現地監査は実施した）。

2 主な現地監査地区

本部等名	現地監査地区等
岩手・宮城震災復興支援本部	緊急事態宣言下につき、現地監査は中止
東北まちづくり支援事務所	緊急事態宣言下につき、現地監査は中止
福島震災復興支援本部	緊急事態宣言下につき、現地監査は中止
北海道エリア経営センター 北海道まちづくり支援事務所	緊急事態宣言下につき、現地監査は中止
中部支社	緊急事態宣言下につき、現地監査は中止
東日本賃貸住宅本部	花見川団地、常盤平団地、アクティ三軒茶屋、北本団地、 コンフォール南日吉、サンヴァリエ日吉、 諏訪団地、永山団地、豊ヶ丘団地、貝取団地
西日本支社	うめきた2期地区、大和川左岸（三宝、錦西・錦稜）地区、 泉北桃山台一丁目団地、金剛団地、高の原エリア（平城右京団地等）
九州支社	九大箱崎南地区、日の里団地、小石団地、原町団地
東日本都市再生本部	渋谷区本町地区、東池袋四・五丁目（従前居住者用賃貸住宅）地区、 青山・神宮外苑エリア、虎ノ門・愛宕周辺エリア、日本橋横山町地区、 川崎市川崎区殿町三丁目地区、羽田空港跡地地区、広町二丁目地区、 西小山駅前地区

3 理事長・役員等との定期的会合

内容	実施日
理事長との意見交換	令和3年4月22日、6月29日、12月16日
役員等との意見交換	令和3年4月14日～4月22日(第1回) 令和3年11月25日～12月16日(第2回)

4 子法人等の役員との情報交換等

内容	実施日
株式会社URコミュニティ	令和4年3月9日
日本総合住生活株式会社	令和4年3月9日
株式会社新都市ライフホールディングス	令和4年3月16日

5 会計監査人との連携

内容	実施日
会計監査人選任あいさつ	令和3年11月17日
令和3年度会計監査計画の説明及び意見交換	令和3年12月22日
令和3年度会計監査の中間報告及び意見交換	令和4年4月19日
会計監査人の期末監査への立会	令和4年5月24日、令和4年6月16日
令和3年度会計監査に係る理事者確認書について説明	令和4年6月17日
日本公認会計士協会による品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査の結果の報告	令和4年6月22日
令和3年度会計監査結果の報告	令和4年6月22日

以上